

取扱説明書

《特記事項》

鉄道高架下の特殊性

□ 本駐車場が鉄道高架下にある場合、JR西日本等が高架橋等の修繕・改築及び検査を実施する

とき、本駐車場の使用を一時的に停止し、又は契約車両を本駐車場外に移動することを要請することがあり、これに異議なく応じなければならない。

□ 本駐車場が鉄道高架下にある場合、鉄道高架下にあることに起因する漏水、振動、騒音、地盤沈下、路面からの冠水、高架橋等からの落下物、動物の糞等により、乙の被った損害に対しては、貸主及び管理会社並びに保証会社は、その責めを負わない。ただし、貸主に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではない。

□ バイク、自転車、特殊車両(工事用作業車・バス等)、走行不能車両の駐車を不可とする。

□ 駐車車両の管理は、契約者が全責任を負うこととする。

□ 1 番、5番、11 番、13 番、15 番、17 番、18 番、23 番、30 番区画は、軽自動車専用の区画とする。

□ 34 番～36 番区画は、縦列で 2 台までなら駐車可能の区画とする(2台合計で全長 7.5m以下の
場合)

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

(1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。

(2) 火気の取り扱い等をしないこと。

- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

南方第2駐車場

岡山県岡山市北区南方



岡山駅方

